

○飯田市議会におけるタブレット端末の使用に関する申し合わせ事項(案)

(目的及び基本事項)

- 第1条 飯田市議会に配備された情報通信機器(以下「タブレット端末」という。)について、適切な使用を行うために必要な事項を申し合わせる。
- 2 タブレット端末は飯田市議会事務局(以下「事務局」という。)が所管し、事務局が使用の権限及び管理に関する業務を行う。
 - 3 タブレット端末は、会議その他の議員活動等のため、議員がひとり1台を使用する。
 - 4 議員は、タブレット端末を他人に貸出し、又は譲渡してはならない。
 - 5 議員は、タブレット端末の使用権限がなくなったときは、直ちに事務局へ返却する。

(タブレット端末の取扱い)

- 第2条 議員は、タブレット端末を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけること。
- 2 議員は、前項の規定に違反しタブレット端末の紛失、破損等を発生させた場合又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに事務局へ届け出るとともに、自己の費用をもってこれを補填し、又は修理しなければならない。
 - 3 議員は、タブレット端末に不具合が生じたときは、事務局へ連絡し、その指示に従うこと。
 - 4 事務局は、議員から前項の規定による連絡を受けた場合において、修理が必要なときは、最善の策で対処すること。

(タブレット端末の使用範囲)

- 第3条 議員は、タブレット端末を会議、他の議員、職員及び市民との情報交換及び事務連絡に活用することができる。
- 2 前項に掲げるもののほか、議員は、議員活動のため、必要な情報の取得等、積極的な活用に努めること。
 - 3 議員と事務局における資料提供、各種通知、届出等(以下「資料提供等」という。)に関しては、積極的にタブレット端末による電子データの送受信により行うものとする。ただし、タブレット端末による資料提供等の電子データの送受信が困難な場合はこの限りではない。

(タブレット端末の機能変更)

- 第4条 タブレット端末の改造、部品交換、拡張機器の追加等の機能の変更をしないこと。
- 2 当初にインストールされているシステム及びOSの削除及び改版(バージョンアップ)をしないこと。
 - 3 タブレット端末へのアプリケーションソフトウェアの導入は、事務局が確認したうえで行うこととし、会議その他の議員活動に必要なものに限定すること。

(セキュリティ)

第5条 タブレット端末の使用に当たっては、適切なパスワードを設定、又は管理し、第三者に不正利用されないようにすること。

- 2 情報の受発信においては、使用者が責任をもって行うこと。
- 3 タブレット端末には、原則として、個人情報及び機密情報を保管しないこと。
- 4 個人情報等の漏えい、タブレット端末の紛失等の事故があったときは、速やかに実情を把握し、事務局へ報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- 5 差出人が不明なメールや不明なファイルは、ウイルス感染のおそれがあるため、開封せずに速やかに削除すること。
- 6 タブレット端末を返納する場合は、データの消去、性能・機能の復元等を行うこと。

(費用負担)

第6条 タブレット端末の使用にあたり、次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

- (1) 第2条第2項の規定により生じた費用
- (2) 第4条に規定する機能の変更に要した費用
- (3) 前条各号の規定に違反したことを原因として生じた費用
- (4) タブレット端末からインターネットへ接続するために必要な通信料その他の費用

(その他、ペーパーレス会議システム等の利用に関して)

第7条 ペーパーレス会議システム及び連絡業務システムは、アカウントを持つ議員及び許可された職員が利用できる。

- 2 ペーパーレス会議システム及び連絡業務システムの利用者は、使用パスワードについて責任をもって適正に管理すること。

(補則)

第8条 この申し合わせのほか必要な事項については、「飯田市議会委員会等における情報通信機器の使用に関する規程」と整合を取って対応する。

令和__年__月__日 議会改革検討会議 決定
令和__年__月__日 議会運営委員会 報告